旭市公告第４０号

地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第７項の規定により公告し、公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案について、意見書を提出することができる。

令和８年１１月４日

旭市長　　米本　弥一郎

１　地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成した地区

⑴　豊畑地区

⑵　滝郷地区

２　縦覧期間

自　令和８年１１月４日

至　令和８年１１月１７日

３　縦覧場所

旭市役所農水産課（旭市ニの２１３２番地）

４　意見書の提出について

⑴　提 出 先　　旭市役所農水産課（旭市ニの２１３２番地）

⑵　提出方法　　持参又は郵送による。

⑶　提出期限　　縦覧期間満了の日までとする。ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

⑷　その他留意事項

ア　地域農業経営基盤強化促進計画の案に対する意見以外は提出できない。

イ　意見書の様式は任意とするが、提出年月日、提出者の住所・氏名を必ず記載すること。

ウ　提出された意見書に対する個別の回答は行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。